令和７年度
第７回八幡平市農業委員会総会
議　　事　　録

令和７年10月２１日開催

八　幡　平　市　農　業　委　員　会

令和７年度第７回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和７年１０月１４日
告示事件	別紙告示写しのとおり
招集年月日	令和７年１０月２１日
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール

開閉会日時及び宣言	開会	令和７年１０月２１日 １３時３０分	議長	三浦 美恵子
	閉会	令和７年１０月２１日 １４時０４分	議長	三浦 美恵子

応招（不応招）委員及び出席並びに欠席委員

出席 １６名

欠席 ３名

凡例
○ 出席
▲ 欠席
△ 遅延
● 退席
× 不応招

議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名	出欠席
１	小山田 和義	○	１１	竹田 和夫	▲
２	國司 功	○	１２	大森 直子	○
３	髙橋 栄光	○	１３	田村 昭雄	○
４	竹田 憲治	○	１４	中村 一彦	○
５	齊藤 由希子	○	１５	三浦 隆	○
６	古川 美枝子	○	１６	工藤 嘉充	○
７	向久保 勉	▲	１７	伊藤 始	○
８	熊澤 威人	○	１８	松村 勝彦	○
９	元木 昭彦	▲	１９	三浦 美恵子	○
１０	阿部 正光	○			

<table>
<tr><td>議事録署名委員</td><td>議席番号
10番</td><td>阿　部　正　光</td><td>議席番号
12番</td><td>大　森　直　子</td></tr>
<tr><td rowspan="9">八幡平市農業委員会会議規則第１４条第１項の規定により説明のため出席した者の職・氏名</td><td>職　　名</td><td colspan="3">氏　　名</td></tr>
<tr><td>事務局長</td><td colspan="3">高　橋　　誠</td></tr>
<tr><td>事務局長補佐
兼農業振興係長</td><td colspan="3">立　花　　浩</td></tr>
<tr><td>農業振興係主事</td><td colspan="3">遠　藤　久美子</td></tr>
<tr><td>農地調整係長</td><td colspan="3">松　尾　竜　也</td></tr>
<tr><td>農地調整係主任</td><td colspan="3">恩　賀　ひとみ</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>議　事　次　第</td><td colspan="4">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>附　議　事　件</td><td colspan="4">別紙、議事次第に同じ</td></tr>
<tr><td>会　議　の　経　過</td><td colspan="4">別紙のとおり</td></tr>
</table>

１　開会（１３時３０分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の２ページをお開き願います。

議席番号７番向久保勉委員仕事のため、議席番号９番元木昭彦委員所用のため、議席番号 11 番竹田和夫委員仕事のためと連絡をいただいております。

以上３名の欠席となっており、出席委員数は 19 名中 16 名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第８条第１項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和７年度八幡平市農業委員会第６回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19 名中 16 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

２　議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第 31 条第２項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号 10 番阿部正光委員と議席番号 12 番大森直子委員を指名します。

３　報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第７回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料３ページをお開き下さい。

第７回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり４項目の報告及び連絡、４項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、３報告・連絡事項となります。

１項目め。令和７年 10 月以降の主な会議 行事等日程について
２項目め。令和７年度第７回総会について
３項目め。令和７年度岩手県農業委員会大会の参加者について
４項目め。令和７年度先進地視察研修の参加者について
以上、４項目の内容について、事務局から説明を行いました。
なお、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。
続きまして、４協議事項となります。
協議内容の概要説明を致します。
協議事項１項目め。次回運営委員会の開催時間について
協議を行った結果、11 月 11 日午前９時 30 分に決定となりました。
次のページの左上、２項目め。令和７年度八幡平市に対する意見の提出に対応する委員の人数について
内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりました。
次のページの左上、３項目め。全国農業新聞岩手県版掲載記事の対象となる委員の選考について
内容について協議を行ったところ、このページの中ほどに記載した通りとなりました。
４項目め。令和８年度農作業労賃と機械利用料金標準額の策定について
内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。
以上、４項目の内容について事務局から説明を行いましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より「２項目め」と、同じく協議事項で「４項目め」の説明を行う事としております。
続きまして、５情報提供等となります。
運営委員からの情報提供等はありませんでした。
次に事務局から１件の調査結果の報告を行いました。
そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。
以上、令和７年度第７回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第８条に基づき報告します。令和７年 10 月 21 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。
以上となります。

議長（三浦会長）
報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）
ないようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の９ページをご覧ください。
令和７年９月 24 日から令和７年 10 月 20 日までの業務報告をさせていただきます。

まる１番から　まる２番　までは先月の総会内容、まる３番は６月の総会内容となります。まる４番はこの１ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる５番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 10 月 16 日の木曜日でございまして、８件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の17番委員伊藤始委員、農業委員の19番委員三浦美恵子委員、推進委員の西根南地区の５番委員田村宏委員、推進委員の西根北地区の４番委員津志田明夫委員、推進委員の松尾地区の４番委員髙橋憲一委員の５名でございます。

事務局からは髙橋事務局長と私と遠藤主事の３名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる６番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和７年９月16日から令和７年10月15日までの間で、あっせんの申出は２件となっております。

業務報告は以上となりますが、前回の９月総会の農地法等に関する業務報告におきまして、２箇所、誤りがありましたので、訂正のご報告をさせていただきたいと思います。

一箇所目は、農地法第３条許可指令書交付の件数について６件と報告しましたが、正しくは５件となります。

もう一箇所目は、農地法適用外証明書交付の件数について３件と報告しましたが、正しくは２件となります。

お詫び申し上げ、訂正とさせていただきます。

それでは、総会資料の９ページをご覧ください。

令和７年８月25日から令和７年９月23日までの業務報告をさせていただきます。

まる１番からまる２番までは先月の総会内容、まる３番は５月の総会内容となります。まる４番はこの１ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる５番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は９月12日の金曜日でございまして、９件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の13番委員田村昭雄委員、農業委員の15番委員三浦隆委員、推進委員の西根北地区の３番委員田村光幸委員、推進委員の松尾地区の５番委員髙橋栄悦委員、推進委員の安代地区の３番委員三浦義春委員の５名でございます。

また、事務局からは私と恩賀主任の２名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる６番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和７年８月16日から令和７年９月15日までの間で、あっせんの申出は２件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号･氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第１項を適用し、起立によるものとします。

４　議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（遠藤主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の２ページをご覧ください。今月の申請は４件です。

関係資料１ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号１：大更第 25 地割 311-1 田 2,142 ㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号２：帷子第９地割 86 田 110 ㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで別農家が保全管理をしており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号３：田頭第 14 地割 158-1 田 824 ㎡を含む 58 筆 42,807 ㎡です。

親子間の贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が保全管理及び水稲、牧草を作付しており、権利取得後は水稲、牧草を作付予定です。

申請番号４：寺志田 281 田 2,056 ㎡を含む２筆 3,841 ㎡です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が保全管理しており、権利取得後は水稲を作付予定です。

次の３ページ以降に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員髙橋憲一委員

にお願いします。

農地利用最適化推進委員（髙橋憲一委員）

では、私の方から報告いたします。

申請番号１番ですが、位置は、八幡平市立病院から北へ約 120ｍの地点です。

現況は、保全されておりました。

申請番号２番ですが、位置は、寺田小学校から南へ約 350ｍの地点です。

現況は、保全されておりました。

申請番号３番ですが、位置は田頭小学校を中心に約２ｋｍ以内に点在しています。

現況は、水稲、牧草は刈り取り後で、一部は保全されておりました。

申請番号４番ですが、位置は、JR 荒屋新町駅から南へ約 900ｍの地点です。

現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第１号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。これより、議案第１号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第２号『農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第２号『農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を

議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の８ページをご覧ください。今月の申請は１件です。

関係資料２ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号１：松尾寄木第 15 地割 230 田 125 ㎡です。

転用の目的は、使用貸借権設定による一般住宅の建設です。

申請者は、現在市外在住ですが、市へ帰郷するにあたり、実家近くに住宅が必要であることから今回申請のあったものです。

申請地の農地区分は第２種農地、例外規定は集落に接続して転用することで地域住民の活動抑止を防ぐものであることが確認されております。

今回申請は農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員髙橋憲一委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（髙橋憲一委員）

報告いたします。

申請番号１番ですが、位置は寄木小学校から南西へ約 600ｍの地点です。

現況は保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第２号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第２号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第２号『農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第３号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第３号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 10 ページをご覧ください。今月の申請は３件です。

関係資料２ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号１：平舘第 25 地割 209-19 畑 666 ㎡を含む２筆 1,493 ㎡です。現況は、山林化しています。

申請地は、農業機械が入れず耕作不便であったことから平成７年ころに植林してしまったということです。

申請番号２：細野 98-115 畑 1,189 ㎡を含む４筆 18,443 ㎡です。現況は、サッカー場として使用されています。

申請地は、夏場の利用客増客等を目的として平成９年ころに地域住民らがサッカー場を整備してしまったということです。

申請番号３：寺志田 280-2 田 910 ㎡です。現況は、牛舎と倉庫が建っています。

申請者は、昭和 61 年頃、牛舎を新築する際、住宅地から離れていた所有地に建ててしまったということです。

ページの下に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員髙橋憲一委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（髙橋憲一委員）

報告いたします。

申請番号１番ですが、位置は平舘高等学校から南へ約 500m の地点です。現況は、山林化しておりました。

申請番号２番ですが、位置は JR 安比高原駅から北西へ約 2.9㎞ の地点です。現況は、サッカー場として使用されておりました。

申請番号３番ですが、位置はＪＲ荒屋新町駅から南へ約 800m の地点です。現況は、農業用施設が建っておりました。

いずれの土地も、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第３号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第３号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第３号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 12 ページから 24 ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定 15 件、使用貸借権設定 24 件、所有権移転２件の合計 41 件です。

賃貸借権設定のうち 10 件、使用貸借権設定のうち 20 件は更新、その他９件は新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号１番～７番は西根南地区に係る申請です。
申請番号８番～10 番は西根北地区に係る申請です。
申請番号 11 番～12 番は松尾地区に係る申請です。
申請番号 13 番～15 番は安代地区に係る申請です。
次に、使用貸借権設定です。
申請番号 16 番～22 番は西根南地区に係る申請です。
申請番号 23 番～24 番は西根北地区に係る申請です。
申請番号 25 番～38 番は松尾地区に係る申請です。
申請番号 39 番は安代地区に係る申請です。
次に、所有権移転です。
申請番号 40 番～41 番は松尾地区に係る申請です。
以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項各号の要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）
以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。
まず、申請番号10番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号14番　中村一彦　委員の退席を求めます。

（14番　中村一彦　委員　退席確認）

議長（三浦会長）
これより、申請番号10番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）
なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号10番を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）
起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号10番については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号14番　中村一彦　委員の着席を求めます。

（14 番　中村一彦　委員　着席確認）

議長（三浦会長）

次に、申請番号 23 番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 13 番　田村昭雄　委員の退席を求めます。

（13 番　田村昭雄　委員　退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号 23 番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 23 番を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号 23 番については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 13 番　田村昭雄　委員の着席を求めます。

（13 番　田村昭雄　委員　着席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号 10 番及び 23 番を除く議案第４号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 10 番及び 23 番を除く議案第４号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号 10 番及び 23 番を除く議案第４号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第５号『令和７年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出ついて』

議長（三浦会長）

次に、議案第５号『令和７年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出ついて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 25 ページをお開き下さい。縦方向の印刷となります。

議案第５号について、説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程について説明をします。

30 ページ、最後のページとなります。

議案第５号資料、農業委員会等に関する法律 抜粋 となります。

下線付きで表示をしている第 38 条の規程により、意見の提出を行うものです。

26 ページにお戻りください。

令和７年度八幡平市に対する意見書の提出案について、説明をします。

次のページとなります。最初に、意見提出の趣旨となります。

９月 24 日に開催しました第６回農業委員会議において、内容についてご審議をいただいていることから、意見提出の趣旨の読み上げは省略をさせていただきます。

次のページとなります。意見の内容となります。

こちらも第４回農業委員会議から第６回農業委員会議において、農業委員の皆様から内容についてご審議をいただいていることから、意見の内容の読み上げは先ほどと同じく、省略をさせていただきます。

また、意見項目の読み上げによりまして、今回の議案提出とさせていただくことを、ご了承願います。

読み上げを行います。
１経営所得安定対策について。
２中山間地域等の収益力向上支援について。
次のページとなります。
３市農畜産物のＰＲについて。
４親元就農等者への支援について。
５先端技術を活用した「スマート農業」の推進について。
以上、今年度の市に対する意見は５項目となります。
なお、ただ今の第７回総会で市に対する意見の提出が決定されましたら、市へ意見書を提出し、要望活動を行うものとなります。
以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）
以上で説明が終わりました。
これより、議案第５号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）
なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第５号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）
起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）
よって、議案第５号『令和７年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出ついて』は、原案のとおり決定いたしました。

６　閉会（１４時０４分）
議長（三浦会長）
以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。
以上をもちまして、令和７年度第７回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦労様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第３１条第２項の規定によりここに署名する。

令和７年１１月２５日

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

10番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

12番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和７年度
第７回八幡平市農業委員会総会

日　時　令和７年 10 月 21 日（火）午後１時 30 分～
場　所　八幡平市役所ホール棟大ホール

次　　第

１　開　会

２　議事録署名人の選任

３　報　告
（１）　第７回運営委員会報告
（２）　農地法等に関する業務報告

４　議　事
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第３号　農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
議案第４号　農用地利用集積等促進計画案の決定について
議案第５号　令和７年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について

５　閉　会